第七条の十 第七条の十一 第七条の十四 第七条の十六 第七条の十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第七条の二十	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
	都道府県知事	指定都市の市長および児童相談所設置市の市長
第七条の二十二 第七条の二十三 第七条の二十七 第七条の二十八	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第七条の二十九 第七条の三十 第七条の三十五 第七条の三十六 第七条の三十七 第七条の三十九第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第七条の三十九第二項	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第五十条の二の表第八条第一項及び第二項の項中「及び第二項」を削り、同表第八条第三項の項中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同表第十条第一項第十一条第十四条第十五条第十六条第十八条第十八条の二十七第十八条の二十八第十八条の三十第十八条の三十二第四項第十八条の三十五第十八条の四十第十八条の四十七の項を次のように改める。

第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の四十 第十八条の四十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第五十条の三の表第八条第一項及び第二項の項中「及び第二項」を削り、同項の前に次のように加える。

第七条第一項及び第三項 第七条の九第一項	都道府県	中核市
第七条の九第二項	都道府県は、	中核市は、
	都道府県知事	中核市の市長
第七条の九第三項及び第四項	都道府県	中核市
第七条の十 第七条の十一 第七条の十四 第七条の十六 第七条の十七	都道府県知事	中核市の市長
第七条の二十	都道府県は、	中核市は、
	都道府県知事	中核市の市長
第七条の二十二 第七条の二十三 第七条の二十七 第七条の二十八	都道府県	中核市
第七条の二十九 第七条の三十 第七条の三十五 第七条の三十六 第七条の三十七 第七条の三十九第一項	都道府県知事	中核市の市長
第七条の三十九第二項	都道府県は、	中核市は、
	都道府県知事	中核市の市長

第五十条の三の表第八条第三項の項中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同表第十条第一項第十一条第十四条第十五条第十六条第十八条第三十六条の三十一第二項の項を次のように改める。

第十条第一項 第十一条 第十五条 第三十六条の三十一第二項	都道府県知事	中核市の市長